

令和8年第4回 北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月24日(金) 午前8時30分から午前9時15分

2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室

3. 出席委員(10人)

10番 善岡 浩樹(会長)	7番 松田 力(会長代理)	
1番 永井 稔	2番 高田 秋光	3番 山外 明人
4番 植松 春雄	5番 川島 史伸	6番 澤田 正人
8番 川瀬 崇	9番 藤崎 正雄	

4. 欠席委員(人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の選出	4番:植松春雄委員、5番:川島史伸委員
第 2 会議書記の指名	井口局長、滝上推進員、阿部主事、南係
第 3 農政報告	参 与 井口課長
第 4 会務報告	事務局 東海林局長
第 5 議事参与の制限について	
第 6 報告第6号 農業者年金(旧制度・老齢年金)裁定請求の進達について	
第 7 報告第7号 農業者年金(新制度・老齢年金)裁定請求の進達について	
第 8 議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案の承認について	
第 9 議案第11号 現況証明書の交付について	
第10 議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について	
第11 議案第13号 北竜町農業振興地域整備計画の変更について	
第12 議案第14号 令和7年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について	

6. 農業委員会事務局職員

井口純一事務局長・滝上和昭農地推進員・阿部久仁光主査・南係

7. 参与

井口純一産業課長

事務局長(井口)	<p>みな様お疲れ様です。</p> <p>本日10名全委員が出席しており定足数に達しておりますので、只今から令和8年 第4回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>それでは、善岡会長よりご挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (善岡)	<p>おはようございます。朝早い中お集まりいただきまして大変ありがとうございます。種まき作業もだいぶ終わってきたと聞いています。気温がさ寒いのでもう少し暖かくなればと思います。井口課長から説明があった通り新体制が始まります。委員もこのメンバーではあと3回で長いようで短かった3年を迎えようとしております。それでは早速会議に入りたいと思います。</p>
議 長 (会長)	<p>これより令和8年 第4回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長	<p>日程第1 会議録 署名委員の選出について 4番植松委員・5番川島委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名について 会議書記には、井口事務局長 滝上農地推進員 阿部主査 南係 を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 井口局長(産業課長) お願いします。</p>
参与(井口)	<p>今年度もひまわりまつりのチラシをお配りしております。5月1日に観光協会の総会があり正式な日程にきまりますが、40周年の節目を迎えるところで、7月20日～8月18日の30日間の日程で開催予定です。40周年ということで、平年より1.5倍の事業を行い、繁忙期に向けて来町者も多いと思いますが、今年も渋滞は避けられないであろうと思いますがご理解いただきたいと思います。町全体で盛り上げたいと思っております。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p> <p>以上農政報告と致します。</p>
議 長	<p>日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>会務報告 4ページをお開き下さい。</p> <p>【4ページ朗読】</p>

議 長

日程第5 議事参与の制限について
議事参与の制限が、議案第10号で植松委員にかかります。
それではこれより、報告2件、議案5件の審議に入ります。

議 長

日程第6 報告第6号 農業者年金（旧制度・老齢年金）裁定請求の進達について、日程第7 報告第7号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について、関連がありますので、一括で事務局より説明願います。

事務局長

5頁をお開き下さい。
報告第6号 農業者年金（旧制度・老齢年金）裁定請求の進達について
平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み替えられて、なおその効力を有するものとされた旧法施行規則第26条の規定に基づき、別紙の者に係る旧老齢者年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和8年4月24日提出

続いて6頁をご覧下さい。
報告第7号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について

独立行政法人農業者年金基金法施行規則第14条の規程に基づき、別紙の者に係わる農業者老齢年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和8年4月24日提出

6頁、8頁をそれぞれご覧下さい。
満65歳到達による新旧老齢年金裁定請求書を受理し、令和8年3月26日付けにて農業者年金基金へ提出しましたのでご報告するものです。
（旧制度）については6頁 番号 88
（新制度）については8頁 番号 156
受給者の氏名、住所、生年月日、年金の加入期間等は記載のとおりです。
以上で報告を終わります。

議 長

ご質問等ありますか？

委 員

【質疑無し】

議 長

次に、日程第8 議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案の承認について、事務局より説明願います。

事務局長

9頁をお開き下さい。

議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進計画案の承認について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）により、北竜町から意見を求められた別紙の農用地利用集積等促進計画案について議決を求める。

令和8年4月24日提出

10頁をご覧下さい。

番号8-48

所有権の移転を受ける者 公益財団法人 北海道農業公社

所有権の移転をする者 宇碧水 ○○○○さん

管理権の種類内容は買入の即売タイプです。移転時期、対価の支払期限及び売買価格、支払い方法は、記載のとおりです。

土地の所在は、碧水67番地3 外2筆

田が3筆、面積は 16, 074㎡となっております。

航空写真は、資料 1頁となりますのでご参照願います。

（次にお謀りします番号8-49に繋がる売買案件となります。）

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか？

委 員

【質疑なし】

議 長

8-48について採決いたします。
番号8-48について、承認される方は挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

全員挙手ですので、番号8-48については承認といたします。
次に、8-49について事務局より説明願います。

事務局長

11頁をご覧ください。
番号8-49
所有権の移転を受ける者 字碧水 ○○○さん
所有権の移転をする者 公益財団法人 北海道農業公社

管理権の種類内容は売渡の即売タイプです。移転時期、対価の支払期限及び売買価格、支払い方法は、記載のとおりです。

土地の所在は、碧水67番地3 外2筆
田が3筆、面積は 16,074㎡となっております。
(本件は、先ほどお謀りしました8-48で○○○○さんが公社に売買いたしました該当地全筆を、即売タイプにより○○さんが買い受ける内容の案件となります。)
航空写真は、先ほど同様、資料 1頁となりますのでご参照願います。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか？

委 員

【質疑なし】

議 長

8-49について採決いたします。
番号8-49について、承認される方は挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、番号8-49については承認いたします。
次に8-50、8-51について事務局より説明願います。

事務局長

12頁をお開き下さい。
番号8-50

所有権の移転を受ける者 公益財団法人 北海道農業公社
所有権の移転をする者 字碧水 ○○○○さん

管理権の種類内容は買入の5年貸付タイプです。移転時期、対価の支払
期限及び売買価格、支払い方法は、記載のとおりです。

土地の所在は、字碧水16番地3 外2筆
田が3筆、面積は 24,091㎡となっております。
航空写真は、資料 2頁となりますのでご参照願います。

(本件は、今回、○○さんが公社に売買した農地を、来月の総会時に耕
作者となる方と公社間で賃貸借の設定を5年間で契約する予定内容の
案件となります。)

次に、13頁をお開き下さい。
番号8-51

所有権の移転を受ける者 公益財団法人 北海道農業公社
所有権の移転をする者
沼田町字北竜 ○○○○さん

管理権の種類内容は買入の5年貸付タイプです。移転時期、対価の支払
期限及び売買価格、支払い方法は、記載のとおりです。

土地の所在は、字美葉牛175番地1 外5筆
畑が6筆、面積は 59,434㎡となっております。
航空写真は、資料 3頁となりますのでご参照願います。

(本件は、今回、○○さんが公社に売買した農地を、来月の総会時に耕
作者となる方と公社間で賃貸借の設定を5年間で契約する予定内容の
案件となります。)

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか？

委員

【質疑なし】

議長

8-50、8-51 を一括して採決いたします。
番号8-50、8-51について、承認される方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、番号8-50並びに8-51については承認といたします。
次に8-52について事務局より説明願います。

事務局長

14頁をお開き下さい。
番号8-52

農地中間管理権の設定を受ける者 公益財団法人 北海道農業公社
農地中間管理権の設定をする者 字碧水 ○○○○さん
管理権の種類内容は賃貸借です。始期及び終期は記載のとおりです。

土地の所在は、字岩村12番地1外3筆、並びに字美葉牛166番地8田が5筆で、面積は 27,779㎡となっております。
航空写真は、資料 4頁をご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか？

委員

【質疑なし】

議長

8-52について採決いたします。
番号8-52について、承認される方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全員挙手ですので、番号8-52については承認いたします。
ここで、番号8-53について〇〇委員に議事参与の制限がかかります。
それでは、8-53について事務局より説明願います。

事務局長

15頁をお開き下さい。
番号8-53

農地中間管理権の設定を受ける者 字岩村 〇〇〇〇さん
農地中間管理権の設定をする者 公益財団法人 北海道農業公社
管理権の種類内容は賃貸借です。始期及び終期は記載のとおりです。

土地の所在は、字岩村12番地1外3筆、並びに字美葉牛166番地8
田が5筆で、面積は 27,779㎡となっております。

航空写真は、資料4頁をご参照下さい。

(本件は、先ほどお謀りしました8-52で〇〇さんが公社に賃貸いた
しました該当地全筆を、植松さんが借り受ける計画という内容の案件と
なります。)

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか？

委 員

【質疑なし】

議 長

8-53について採決いたします。
番号8-53について、承認される方は挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

全員挙手ですので、番号8-53については承認いたします。
ここで植松委員の議事参与の制限を解きます。
以上で、議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく

農用地利用集積等促進計画案の承認については全て承認といたします。
次に、日程第9 議案第11号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。

事務局長

16頁をお開き下さい。
議案第11号 現況証明書の交付について

現況証明書の交付願いがあったので、適否について審議する。

令和8年4月24日提出

17頁をお開き下さい。
番号8-1
届出人の住所氏名 字碧水 農事組合法人 ○○○○

土地の所在は、字碧水191番地1 外15筆
公簿はいずれも「田」現況はいずれも「畑」であり、証明理由は、地目
変更登記申請をするものであります。
資料 5頁に航空写真を添付しておりますのでご確認下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか？

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号8-1について承認される方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、番号8-1、
議案第11号 現況証明書の交付については承認といたします。
次に、日程第10 議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局長

18頁をお開き下さい。

議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので審議を求める。

令和8年4月24日提出

19頁をお開き下さい。

第4条申請番号8-2

申請者住所氏名 字和 ○○○○さん

申請の農地は、字和85番地6の内面積

公簿現況共に「田」であり、その面積は601㎡です。

申請人の耕作面積の拡大に伴い、増加した収穫物の乾燥調整・農機具等の
保管場所を確保することにより、効率的利用を勘案し建設地を確定さ
せた結果、圃場に農機具保管場所及び施設の一部が入り込むこととな
り、今回申請するものであります。

資料 6頁に該当地の航空写真、7～8頁に地籍図面、9～10頁に農業
委員会としての意見書を添付しています。

こちらの意見書に記載しておりますが、農地転用の許可基準を勘案し、
農業委員会として問題ないものと判断し今回議案としてお計らいいた
だくものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか？

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。

番号8-2について承認される方は挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

全員挙手ですので、番号8-2、

事務局長

議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請については承認といたします。

次に、日程第11 議案第13号 農業振興地域整備計画の変更（へんこう）にかかる意見書の提出について、事務局より説明願います。

20頁をご覧下さい。

議案第13号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について

北竜町から意見を求められた、農業振興地域整備計画の変更について審議する。

令和8年4月24日提出

21頁をお開き下さい。

この度の農業振興地域整備計画の変更について、中段の1計画内容の変更をご覧下さい。

今回の計画変更に該当する申請地番は、字板谷51番地1264.14㎡です。

申請地番（地目 宅地）に靱乾燥調整施設を建設するにあたり、その必要な敷地を農業用施設用地として保全するため、農用地区域に編入するものであります。

申請者は、株式会社 ○○○○さん

本件は、先月の第3回農業委員会定例会において、農地法第4条第1項の規定に基づき、農地転用の許可についてご審議いただき承認いただき、この度、農業振興地域整備計画の変更についてお謀りするものであります。

11頁に該当地の航空写真、12～13頁に地籍図面を添付しています。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか？

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

議案第13号について承認される方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、議案第13号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出については、承認いたします。

次に、日程第12 議案第14号 令和7年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、事務局より説明願います。

事務局長

22頁をご覧ください。

議案第14号 令和7年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

農業委員会における最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づき、令和6年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について別冊のとおり提出する。

令和8年4月24日提出

資料 14～ 18頁の「令和7年度農業委員会の農地利用の適正化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表」をご覧ください。

内容につきましては、昨年3月の総会で承認頂きました令和7年度における最適化活動の目標設定等を基に実施状況等を反映させ、評価しておりますので、時間の都合上詳細の説明は省略させていただきますがご確認をお願いいたします。

この後のスケジュールとしましては、本総会終了後、町のHP等で公表することとなっております。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。承認とされる方は、挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議 長

全員挙手ですので、議案第14号 令和7年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については承認といたします。
以上で、本日総会の報告審議案件は全て終了いたしました。
これで第4回農業委員会総会を終了いたします。

議 長

4 番委員

5 番委員
